

第6期 第9回 練馬区循環型社会推進会議（発言要旨）

日時、場所	平成23年9月22日（木） 午前10時～12時10分 本庁舎19階 1902会議室
出席者	出席委員 15名 山谷委員、庄司委員、岩崎委員、岩橋委員、金子委員、武川委員 長井委員、松島委員、高橋委員、橋本委員、秋山委員、竹石委員 市川委員、大野委員、武田委員 区側出席 6名 環境部長、環境課長、みどり推進課長、清掃リサイクル課長 練馬清掃事務所長、石神井清掃事務所長 傍聴者 なし

- 1 第8回会議 発言要旨について
- 2 議題
 - (1) リサイクル・清掃事業の効率化と負担のあり方について
 - (2) 練馬区リサイクル推進計画の平成22年度進捗状況について
- 3 その他
 - (1) 今後の循環型社会推進会議の日程について
 - (2) 次回の開催日について

議 事 内 容

会長

定刻になりましたので、第9回循環型社会推進会議を開催いたします。
まず、第8回会議の発言要旨が既に送付されていると思いますが、ご承認いただけますか。

（異議なし）

会長

ありがとうございます。

それでは、発言要旨につきましては、この後、ホームページに掲載されるということになります。

本日の議題に早速入りたいと思います。議題（1）、（2）とありますが、事務局から順番を差し替えたいという要望がありますので、まず、（1）練馬区リサイクル推進計画の平成22年度進捗状況についてから入ることにしたいと思います。

まずその前に、差し替えの資料等もごさいますので、事務局の方から資料について説明をお願いします。

資料6について清掃リサイクル課長から説明した。

会長

ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、何かご意見やご質問がありましたらお願いします。

委員

4ページの項目4で、「目標値を達成した」というのは、次も継続されて行くのですか。この辺がさっきの評価で、継続項目と達成した項目のところ、達成したらそれで終わるのかなという感じがしましたので。

登録団体414団体で回収量9.956トンで13%増ということですが、これがマックスだから、これで終

わかりますということではないですよ。

清掃リサイクル課長

今ご質問がございました項目4の取り組み内容についての達成という評価ですが、前年度よりも団体数、また回収量が増えているということで、目標としてはクリアしたということで、引き続き前年度の値よりも増やしていこうというのが、この計画の一つの目標です。

また、5ページの項目6は、施設を開設するという目標の達成なので、来年度以降の評価は、達成した項目の位置付けになると思います。

委員

要は 印に がついているという考え方ですよ。

清掃リサイクル課長

そういうことです。

委員

集団回収の登録団体が414団体で、これは毎年増やしていくということかと思いますが、全体としてどれぐらいの団体があるかは把握されていますか。把握されていれば、それがここまでいったら達成ですという形が出てくるとは思います。わからなければ永久に続くという形になるのではないかと。もう一つ、次の項目5のところも同じですが、街区路線回収場所を前年度より増えたということで書いてありますが、これも、ずっと増え続けるというわけではないと思うので、大体ある程度設置をしたらそれで目標は達成するのではないかと。余り増えすぎても今度は回収するのが大変ということになると思います。どういう考え方でこの辺を考えているのでしょうか。

清掃リサイクル課長

まず、登録団体の扱いですが、これまでは町会や自治会単位で主に呼びかけをして、数を増やしてきたという経緯があります。

ただ、こここのところにきて中々増えていかないという状況もあり、現在では、概ね10世帯以上ぐらいの方々が集まっていれば登録団体として登録できます。行政が回収するよりも集団回収の方が経費も非常に効率的ですので、助成金の対象団体として、また事業者等をご紹介する中で、登録団体を増やしていきたいという思いで進めています。

登録団体はマックス幾つまでといった数字は、基本的にはありませんが、練馬区としては今後も集団回収の拡大に力を入れていきたいと思っていますので、この取り組みを進めていきたいと考えています。

それから、2点目の街区路線回収場所ですが、こちらは現在区内にごみの集積所は2万6,000か所強ぐらいあります。この街区の1万1,200か所の中で概ね7割弱ぐらいが集積所と重なっていますので、それ以外に道路等の回収しやすい場所ということで、これまで設定してきた経緯があります。方向的には排出のしやすさ等から、区としてはびん・缶・ペットボトル等を今、街区路線回収として集めているところを、集積所回収に持っていけないかということで、その箇所を増やしてきている状況があります。最終的には集積所の数と一致させることが目標値になると思います。

委員

全体の印象ですが、わかりづらい気がします。

例えば、項目1で、ごみを出さない社会をめざして環境教室を実施するというのがありますが、幾つ実施したかということだけでなく、全体に何個あって、そのうちの何%ぐらいまで実施できたとか、あるいは最終的に目標として何%の学校あるいは児童に対して実施を終えたか

ら、もうこの項目については下ろしてもいいという、何かゴールを明確にした方が、数値が一人歩きしないのではないかと思います。

会長

いかがですか。私もそうと思いますが。

清掃リサイクル課長

今、例に挙げられた項目1ですが、こちらは21年度の評価では、実は目標値の未達成項目ということで評価しました。というのは、今お話にあったように小学校が21年度は69校のうち2校できなくて67校、区立保育園は60園あるうち35園で実施したという数字で目標までいっていないということで、目標値の未達成項目で取り上げましたが、今年度については小学校65校のうち64校、また保育園は60園のうち50園で実施しました。昨年度に比べて、より充実をしてきているといったところで、計画を継続して実施している項目として、本年度は印に評価を変えさせていただきました。

ふれあい環境学習は、基本的には小学校4年生に、特別教育活動の時間で分別体験や3R学習を実施しており、継続した取り組みということで行っているところです。

会長

委員からご指摘があったように、数値的な目標を、いろいろな項目について入れられるところは入れていくというようなこともご検討いただければと思います。

委員

9ページ下の「ごみを生み出さない社会をめざして」のところに大型木製家具の再生使用とありますが、今、木製家具ということの、「大型」というものがそぐわなくなっていると思います。今、リサイクルセンターに大型家具は入ってきていないのです。最初は、大型家具をいかにリサイクルするかということを目指してリサイクルセンターを立ち上げたのですが、今、時代とともにそぐわなくなっているのです。

清掃リサイクル課長

箱物家具で、たんすや机などが出てくるのをここでは大型家具としてきましたが、本年3月に改定した第3次一般廃棄物処理基本計画の中では、「粗大ごみから再使用・再利用できる物を区民に提供する」としています。「大型生活用品リサイクル情報掲示板の活用を図る」では大型というのが残っていますが、そちらは例えば自転車や家具にこだわらずに、粗大ごみで出されるものを再使用していただくための情報のやりとりで、ごみを減らしていこうという取り組みですので、大型生活用品リサイクル情報掲示板についての大型という文言は残しました。

会長

それでは、練馬区リサイクル推進計画の平成22年度進捗状況報告については、ご了承いただくということによろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、続きまして、議題(2)リサイクル・清掃事業の効率化と負担のあり方についてを事務局から説明をお願いします。

清掃リサイクル課長から資料1～5について説明した。

会長

ありがとうございました。ご意見がありましたらお願いします。

委員

資料3の国分寺市の例と、資料5の品川区の裏面を比較すると、戸別収集をするとごみの総量が減ってくるという印象を受けるのですが、これが戸別収集の効果であるのか、あるいは世の中の景気全体の消費の売上の低下ということに原因があるのかまだよくわかりませんので、その原因と結果の関係が戸別収集に直結するかどうかをもう少しお聞きしたいと思います。

それから、二点目ですが、資料5で品川区戸別収集、モデル実施して平成17年度に全世帯実施ということで、集積所がなくなったような印象を受けますが、品川区の知人に聞いてみましたら、可燃ごみと不燃ごみは戸別収集されてごみ袋に入れて玄関脇に置けばいいということですが、資源ごみ、ペットボトルやダンボールについては従来どおり、家の前ではなくて、まとめて地域内の1か所に置かれているということなので、この部分は少し事実と違うのかなという印象を受けましたので、その2点について説明していただきたいと思います。

会長

戸別収集を実施した場合、経年で前後が減少しているけれども、それは景気後退による、この自治体特有のものとは限らないと思います。品川区については、品川区を除く他の22区と比較しておりますので、戸別収集を実施しない他区の減量よりも大きく減少しているという形で出ています。

国分寺市の場合は、それが出ているというところはあります。品川区の場合を見ると、戸別収集は、減量効果はある程度あると思います。他の自治体の場合でも、戸別収集をしたところは、減少しているということがあります。

もう一つは、品川区の場合には、戸別収集と言っても、いわゆるごみだけという実体があるのではないかと思います。

清掃リサイクル課長

品川区の集積所の件ですが、可燃ごみ、不燃ごみについては戸別で収集していると聞いています。資源については、戸別収集ではなく、従来の集積所に近い場所に出されているということで、ご指摘のとおりです。

会長

資源物まで戸別収集にすると経費がかかるということから、ごみだけということだろうと思います。ただ、日野市などは、資源物も戸別収集で有料にしていくということで、排出マナーまでは非常によくなっていくと思いますけれども、経費が随分かかるということは確かだと思います。

ほかにいかがでしょうか。

委員

資料3の上越市のところですが、これは生ごみ、可燃ごみ、不燃ごみを有料にしたということで書いてありますが、確かにごみ量は減っていますが、資源量も減っている。より分別をきちんとしてごみを減らせば、資源ごみは増えるのではないかという気がしたのですが、資源物は有料化しないのに減っているという。何となくよくわからない結果になっていますが、この辺りはどうなのでしょう。

会長

私も上越市には、講演を頼まれヒアリングにも行き、視察もさせてもらい、意見交換はしてきましたが、なかなかそのところはつかめないとっていました。

普通は有料化しますと、分別をきちんとして、無料の資源物に出すという行動がとられることが多

いですが、上越市のようなケースというのが全くほかにないわけではありませんが、割と珍しいケースです。従いまして、個々の家庭の行動ですので、これは自治体としてもよくつかめないところだと思います。

推測すれば、ライフスタイルが変わったというようなことがあるのかも知れません。

委員

練馬区の場合は西東京市に比べて1人世帯が多いですね。そういったことがごみ問題にどういう影響を与えるかが、今日の資料からは読みとれませんが、その辺についての見解をお聞きしたいと思います。

会長

統計的に出ているものとして、1人世帯、2人世帯と多人数世帯の比較したデータはあります。多人数世帯の方が1人当たりのごみ量は少ないというデータはあります。

委員

1人世帯が増えているということをお聞きしましたが、それに対する別個の対策を何か考えた上でごみ問題を考える必要があるのでしょうか。

会長

西東京市もそのようなことを考えながら適正排出対策に取り組んできたと思います。多摩地域で有料化をしている自治体では、可燃ごみ袋で5の袋も結構使われているようです。一番使われている袋は、20が多いですね。40は余り使われていないです。高齢者の方は5袋で十分なんだと思います。日野市から聞いた話では、40袋を使っているのは学生が多く、月の負担額も1,000円ぐらいになっているようです。単身世帯以外の世帯は400円ぐらいなので、きちんと分別をしているかどうかの違いだと思います。

練馬清掃事務所長

戸別収集の参考で申し上げますと、練馬区では戸別訪問収集については、65歳以上または障害のある方みの世帯で、集積所まで自らごみを出せない方等について、申請をいただき、実際に面談をさせていただいた上で対応をしています。

清掃リサイクル課長

世帯数ですが、第3次一般廃棄物処理基本計画の練馬区の現状の中では、12年と17年の国勢調査の比較で、その世帯数を出しています。12年が一人世帯105,843世帯だったものが、17年は98,493世帯で思ったよりも減っています。ただ、高齢者の人口の割合が増えているので、22年度の国勢調査の結果ではまた増加しているかもしれませんが、高齢者の方が増えてくると1人世帯が増えるのだと思います。

委員

今の国勢調査の数字というのは、かつての国勢調査より正確度が非常に落ちています。余り参考にならない。逆にそれに頼らない方がいい。

委員

事前にいただいた資料を見て、正直言って我々は何を議論すればいいのかなと思いました。家庭ごみの有料化に関する国の方針や、様々な資料が出てきて、有料化の既定方針ということで決まっているものを、我々は何を議論すればいいのか。例えば資料2の家庭ごみ有料化検討の流れ（仮定）では、

最終的にはあと2、3年で23区一斉にやりますよということがもう既に決まっている、その辺はどういうふうを考えていいのかと非常に違和感を覚えます。

会長

練馬区において、将来的にごみ処理費用の負担をどういうふうにしていくのかを考えていただきたいということですが。客観的な情勢としては、国は有料化をすべきだとはっきり言っています。都の方針もそうです。

そして、現に全国的にも6割以上の自治体有料化をしています。だんだんと有料化をする自治体が増える状況にあって、23区はまだ有料化をしていません。

少子高齢化が進み、それらにかかる経費が財政的にも増えていく状況がある中で、ごみを減らさなければならない、財政面でも必ず問題になってくるはずですよ。

それから、ごみを減らさないと、低炭素社会、環境負荷の軽減という面で、環境対応が非常に遅れることになる。これも非常に大きな問題であり、23区においてもごみの減量を真剣に考えなければならない状況だと思います。

その場合、各区がそれぞれごみ処理費用負担のあり方について検討するという、23区区長会の合意が数年前にありました。区によっては有料化をするという方針を出した区もあるし、有料化については時期尚早ではないかという区もあり、まだ議論が23区で煮詰まっていなかった状況だと思います。

いずれにしても、第4期の循環型社会推進会議では有料化について検討すべきというとりまとめがされていたと思います。

委員

ちょっと待ってください。第4期の会議には私も委員として出席していましたが、その時も有料化すべきという議論はしていません。

会長

いえ、「有料化すべき」とは私は言っていません。「検討すべき」というここまでです。

練馬区において、ごみの有料化をするとすると、どのような制度的な仕組みが考えられるのか。その場合のメリットと問題点はどこかということを出しななければいけません。要するに、練馬区にふさわしい費用負担のあり方、まあ有料化のあり方について検討をする。それは不可欠だろうと思います。

区長会での合意ということがあって、各区がそれぞれ費用負担のあり方について、その区に合った制度というものを検討してほしいということになっているので、今その検討の時期に入っているということです。

それについて、今すぐ有料化をやりますということではなくていいと思うのです。もうちょっと時間をかけてということも十分あり得ると思います。

委員

一言で言えば、費用負担のあるべき姿というのはもちろんですが、「すなわち有料化のあり方」というところが違っていると思うのです。それはイコールではなくて、費用負担のあり方を種々検討した結果、練馬区は従来どおりでいいという発言だって十分あり得ると思うのです。ですから、それを「すなわち有料化のあり方」というのは論理がつかないと思います。

それから、逆に委員はご懸念のようですが、スケジュールで、もし有料化するとすれば、このようなプロセスをとるとするのは検討しておいていいと思います。どんなことでも、検討しておいて、そちらはとらないこともあると思います。検討したから必ず有料化ということはありませんし、そのための会議ですから、委員の方ではっきりと反対意見を出すということも構わないと思うのです。

そこのところを混同しないで、有料化を検討するから、それが有料化のための地ならしだというふ

うに考えることもなく、検討されたから必ず有料化にしようという結論に同調する必要はないということに分けて考えればよいと思います。

会長

そのとおりです。だから、自由に議論していただいて、どういう形になるかわかりませんが、練馬区における費用負担のあり方を検討してほしいという区長の諮問ですから、それを受けて、練馬区でどういう費用負担のあり方があるのかということについては、きちんとこの会議で検討をする必要があると思います。

副会長

委員の指摘されたことは、有料化を考えていく上で、一番基本的で大事なことだと思います。この審議会は第4期までの審議の経過を踏まえて、議論としての後戻りはなるべくしないようにしながら、しかし基本的なことは整理をしながら進めていくことが必要だと思います。

国も有料化については相当踏み込んできています。基本的には、各自治体の自治権の範囲なので強制することは国もできません。

この背景は、90年代からはごみを減らすということが国の政策課題としてあることです。その背景にはごみ処理費用をどういう形で負担するかという財政上の問題と、税金との関係がありました。

何で減らさなくてはいけないかというと、埋立処分場がだんだんなくなってきている。本来、自区内処理が原則ですから各自治体の区域の中に埋立処分場を持っていないといけないはずですが、しかし現在のごみ処理方法では、埋立処分場は必置で、全国の自治体の約2割が自区内に自前の埋立処分場を持っていない。

ただ、ごみ処理には埋立処分場が必ず必要であることを考えれば、ごみをとにかく減らさなければいけないというのは絶対的な命題で、それに加えて最近は環境負荷の問題もあり、より重要性が増していると思います。

ただそれは第4期までの議論でした。改めてそのことについてここで議論するのは、手続的に重複するところがあると思います。それを踏まえた上で、費用負担を制度化することが必要だと会長が言われましたが、まさにそれで、ごみ処理費用の負担のあり方をどうしていくのかということだと思います。

ごみ処理費用は、議論の中では税金でやるべきで、手数料は無料でやるのだという考え方もあります。国はそういう議論も踏まえた上で、やっぱり有料化すべきだという方針を出してきているわけです。ほとんどの自治体有料化しているのは有料化の必要性、財政負担のあり方として、有料化が適切だという考えになっていると思うのです。

こうしたごみ処理費用の負担はどうあるべきかについては、今回の審議会の中でもバックボーンには置かなくてはならないと思います。

委員

国がそういう方針を出しているというのを、私は全然知りませんでした。国民の90%くらいの方が知らないと思います。要するに、コンセンサスの取り方が、これからどういうふうに行われていくのかというのが大事だと思います。有料化検討の流れの資料では、区としての進め方が書いてありますが、では、どうやってコンセンサスを取っていくのということも、区民意見の反映とか、そういう言葉ではやったことにはならないと思います。

パブリシティをどのように使っていくのか。どこでオープンに堂々と言っていくのかとかいうスケジュールも折り込んでいただきたいと思います。いきなり「もう決まっています」といっても、なかなか難しい話ではないかと思っています。

会長

そうですね。この会議の段階ですが、パブリックコメントを行い、区民意見をお聞きするというステップは取ります。それから、既に行われていますが、区民アンケート調査なども参考にします。

パブリックコメントが終わって、最終答申において有料化をすることは有効であるとか、すべきであるということになれば、改めて区民説明もします。審議会として答申をまとめたわけなので、例えば会長である私が区民との意見交換会に出るというようなこともあるかもしれません。

そして、それを受けて、庁内で実施の可能性について検討されることになると思います。有料化をすると、戸別収集も併せてという形が一般的には考えられますので、その辺の検討も含めて詰めていく。

全国の自治体を見ますと、審議会などで有料化の答申を出したところがたくさんあります。しかし、実際に条例を改正して、有料化に至っているのはごく一部です。合意形成が大変です。中々理解して頂けないというところもあり、有料化の答申は出たけれど、庁内での検討の結果、あるいは議会で否決されたというのもあります。

ただ、その方向を打ち出すという形で、市民にもごみ問題に関心を持っていただけるし、危機意識も持っていただけるというメリットはあると思いますが、審議会で答申を出したからすんなりというケースは、必ずしも多くはないという状況です。

委員

減量ということについてですが、メーカーの方で過剰包装をしない、造る段階で減量をするということは非常に大事だと思いますが、その辺の法的なものとか、あるいは今後の進め方というのは進んでいるのでしょうか。

会長

容器包装リサイクル法もその関連だと思いますが、循環型社会形成推進基本法で、はっきりと製造者の責任ということはどうなっていますが、十分な整理がなされたというところまではいっていないと思います。容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、自動車リサイクル法等だんだん法的な整備もされてきています。特に家電リサイクル法は、当初はたった4品目でしたがそれを6品目にしました。ヨーロッパですと、EUの場合にはありとあらゆる電化製品が対象にされています。

今は携帯も含めた小型家電の回収リサイクルを、どのように進めるかということが議論されている状況です。

副会長

容器包装リサイクル法が施行されて、もう10年以上たちます。2回目の改正が国の審議会等の場でも来年あたりから議論されてくると思います。容器包装リサイクル法も発生抑制を目的にしている法律です。

ただ、その視点から見ると、容器包装リサイクル法は、リサイクルがある程度定着化したけれども、発生抑制は必ずしも利いていないのではないかと国としても総括しています。

発生抑制を促すためには、それは拡大生産者責任者としての製造販売業者の責務というのが、必ずしもまだきちんと制度の中に組み込まれていないからではないかということもあって、そこは次回の改正で議論にはなると思います。

ただ、そういう仕組みはかなり進んできています。容器包装リサイクル法でも、例えば、よく事業者が取り組んでいると主張する、容器のスリム化の点でごみ量としては減っています。ただ全体として発生抑制は、まだ十分ではない。というのは、リサイクルが進んでも同時に造られるものが多くなったから、リサイクルを幾らやっても、ごみは減っていないということがあります。

また、リサイクル率に関していえば、19年度ぐらいからほぼ20%に達成しましたが、19年度以降はほとんど増えていないのです。リサイクルをすればごみが減るということは、すぐつながらないわけ

で、ごみ全体を減らしていくというのが大きな課題だと思います。その一つとして、国は有料化ということで、具体的な誘導策にしようということだと思います。

委員

3月11日の地震によって価値観が大きく変わってしまっていますよね。今までの議論を見ていると有料化ありき、そしてそれを推進しなければならないというように聞こえてしまいます。

ところが、冷静に考えてみると、委員も言っていたように第4期の会議では費用負担のあり方が原点であって、それ以降の有料化ということになると、まず言葉の面で、費用負担のあり方ということであれば、それなりにわかるのですが、有料化と言う言葉が先走りしている。だから、余計に誤解あるいは何となく違和感がある。

国がそういう方針を決めて、それを受けて東京都も決めた。でも、有料化を実施しているのは23区以外です。なぜかといったら、もう有料化という方向にいかざるを得ない。最終処分場がないのでごみ減量をせざるを得ない。23区については、幸いに埋立処分場がまだ使える。前にも申し上げたのですが23区どこもやっていないのに練馬区が先鞭をつける必要はない。23区の中で5番手ぐらいでよい。

じっくり時間をかけて、まずは費用負担のあり方ということを少し議論して叩いた上で、そして皆さんが仕方ない、最後に落ちつくところは有料化という道をたどる以外にないのかというように持っていったほうがよいと思います。

そして、この審議会は公開の場であるし、それから議事内容も公開されるわけですから、そうすると、反対派が、反対のための反対でやられますと、公正な議論ができなくなる。特に練馬区は清掃工場の建替えを実施中です。その次には区内にあるもう一つの清掃工場も建替えという問題が出てくるときに、有料化が同時進行で出てきたら、区内が大混乱に陥ります。だから、あくまでも、他がやったからしょうがない、練馬区もやらざるを得ない、まして23区で人口は2番目に多いのということであればわかるのです。これはトップを切ってやるべきではない。

会長

費用負担のあり方ということ突き詰めて考えれば、現在は税金で負担されているわけです。これでいいのかどうかという問題意識が必要だと思います。

委員

まず整理して、その結果というふうにしておかないと。

会長

そうですが、今の費用負担のあり方に納得している人、満足している人は余りいないだろうと思います。

委員

というよりも、知らないのだと思います。

会長

ごみをたくさん出す人も減量に努めている人も、全く勘案されないで、負担がなされているという非常に不公平なシステムであるということです。

それから、先ほどから議論になっているごみの減量化が、それでは全然進まないし意識も全く高まっていかないということだと思います。

委員

だから、その辺をきちんと整理した資料を並べていかないといけないと思います。

会長

では、事務局の方で、税金負担でないやり方のメリット、デメリットについてまとめて資料を出していただけませんか。そして改めて次回も議論をするということにはどうですか。

清掃リサイクル課長

この審議会でご議論いただいているのは、あくまでも有料化ありきではありません。諮問の「リサイクル・清掃事業の効率化と負担のあり方」で、現状おかれている国や都の流れの中で、23区の現状や、他の自治体ではどうなっているかを資料として出しております。その中で効果やデメリットの資料を、最初に、すべて提供させていただいて、議論いただければと考えています。毎回違う資料で同じようなことを検討いただいているように見えますが、本来はそうではなく、ここら辺まで議論いただけてきた中身で、この部分が不十分な資料だった、その部分を補足するにはこうした資料がよいかなということで、調節させていただいてきた経過があります。

前回の資料の中でもご提出させていただきましたが、第4期の中でメリット、デメリットをある程度まとめる中で、答申をいただいた経緯があります。第5期では負担のあり方をご議論いただかない中で第6期の審議に入っています。

そこを、もう一度次回の審議会にご提示し、また、各委員の方々から、負担のあり方についての意見をアンケートとしてとらせていただき、それをこの審議会での議論の一部にさせていただくような資料も、用意したいと思います。

委員

それに加えていただきたいことがあります。

今日出されている資料の中では、練馬区においては直営でも委託でも、今実施している事業に対しての経費しか載っていないのです。収入がある事業が、どのくらいの収入を得ているのかというのも、一緒に挙げてもらわないと、経費だけで1kg幾らというだけだと、ただこれだけ経費がかかっている事業なのかというふうには見えません。

会長

粗大ごみは手数料が入っているんですね。事業系などは手数料が入っているはずですが、手数料収入の部分で一般会計からこれくらいとか、その辺の資料もあわせて次回ご用意いただきたいと思います。

委員

今日の資料自体を見ると、最終的に資料2が答申の中身になりそうな感じになって、この過程が消えてしまうのではないかとというのが非常に不安だというのがありました。もう答えが決まっているのではないかと気が私もしました。

そういう意味で、この資料の作り方自体が、資料3においても、要は有料化した方が、ごみが減りますよ、費用も減りますよという形でみんなまとめてあるので、もう答えが出ているのではないかとというように捉えてしまいました。

会長

これはそうではなくて、仮に有料化をすべきだというような、取りまとめがあった場合には、その先はどうなるのかということを知っておいていただく必要がありますので、こういうプロセスを踏むこととなりますという形で出した資料です。そこですんなりいきますということではありません。

委員

この資料の捉え方は、こういうふうに住民説明をして、その前にモデル事業をやって、その段階が

済んで、それからだと私は捉えました。段階を踏むとこういう年月がかかり、私は過程という形で、たたき台として捉えたので、ありがたかったなと思います。捉え方の違いだと思いました。

委員

委員からも資料の出し方で感想がありました。一方で、清掃リサイクル課長からも話がありました。区民は、何事でもそうですが、役所は決まったものをおろしてくると思っています。そういう印象が非常に強いのです。だから、絶対に結論ありきという会議の進め方、あるいは過去にこういう資料が提出済みではないかというような会議の進め方だけは絶対にやってもらいたくないのです。資料は過去にどんな資料が出ていようが、その時に必要なものは重複してもいいから、出すべきだと思います。

この問題は将来大変紛糾の火種を作ります。それがないように、慎重には慎重を期してほしいと思います。

会長

了解しております。事務局も初めから有料化ありきではないということを言っています。そのことは再度確認をさせていただきたいと思います。

その上で、客観的な費用負担のあり方について検討していく。練馬区では戸別収集と併せて行うとか、あるいは不法投棄対策をきちんとやってという、制度をイメージした上でないと、有料化すべきだ、いや絶対すべきでないということは責任を持って言えないと思います。

そういう意味で、有料化の制度についてイメージを描けるような形でたたき台をつくっていきたいと思っています。

つきましては、先ほど課長から委員の皆さんのご意見を伺いたいということがありましたが、一步踏み込み、西東京市のような、袋で出すごみの量に応じて課金されるシステムや、また、1割弱くらいしか導入しているという事例はありませんが、例えば年間一定枚数、区から無料で袋を区民に差し上げて、それを超えてたくさん出す人だけ有料にするという制度もあります。野田市がそうです。この場合もかなり減量効果は上がっていますが、ただ、一般的には事務が非常に煩雑になるということで、採用されないケースが多いですが、そういう制度も重要です。

それから手数料の水準です。つまり、西東京市の場合には当初1 2円でしたが、今現在は1.5円になっています。全国での平均的なところを見ますと、1 1円で、つまり40の袋だと40円という形の有料化が多いです。政令指定都市の多くが1 1円程度の価格をつけています。

制度のことや、あるいは有料にしますと手数料収入が入りますが、その手数料収入は、億という単位になります。

これは私の考えですが、練馬区の一般財源に入れてという形では、区民に納得していただけないだろうと思います。区民に返す、減量努力をする活動をサポートするという形で返していくという、こういうことも必要になってくると思います。

仮に有料化して、手数料収入が上がるとしたら、それを何に使うのか。この辺のお知恵もぜひ出していただきたいと思います。不法投棄対策についてもご意見を伺いたいと思います。

委員

練馬区の場合には、集合住宅の比率が非常に高いのです。集合住宅の形態も様々で、それぞれごみ収集の方法が全部違います。そういう細かいことを勘案したものを持ってこない議論にならないのです。その辺を含めた資料を作っていくとだめだと思います。

会長

要するに、町中の街路に集積所が設置されていますが、そこに排出するアパートの方と、自分のところに集積所を設置している、そして管理人がきちんと管理している集合住宅、それからもう一つは事業系のごみで出してしまうというところですよ。大きく三つに分かれると思うのですが、それぞ

れについての対策が必要ということですよ。

委員

私は行政側としての覚悟も必要だし、それから払う方、関連する事業者もそうだと思います。西東京市の時には、全家庭に対して直接市の方が説明に回ったとおっしゃっていましたよね。だから、これも大変な話だと思います。

会長

多摩地域で有料化した自治体は、ほとんど戸別収集を実施しているので、戸別収集を行うためには家の前のどこに出して下さいということを地図で示して行ったのです。その時にいろいろな意見交換もするという事です。

委員

1年かけて説得、説明をして回り、その上で皆さんの理解を得てスタートしたという話があったと思いますが。

会長

その辺は違うのです。有料化をするということが決まった後です。集会所等で説明会をして、有料化と併せて戸別収集を実施するので、家の前のどこに出して下さいという説明をしたのです。

委員

賛同を得るための説明ではなくて、もう決めたから協力、実施をするための説明をして回ったと、こういうことですか。

会長

いえ、違います。戸別収集のための排出場所を決めるという説明です。これは集合住宅についてもそうです。

それと併せて、集合住宅の排出方法も変わる場合もあります。集合住宅のオーナーの方に、制度が変わったことを説明をし、集積所がない所は作って下さいということのお願いを訪問してやっています。

委員

では、事前ではなかったということですか。

会長

事前ではないです。有料化するかどうかわからないのに、そこまではやりません。

副会長

有料化でゴミ問題への関心が非常に高まります。そこから、なぜ有料化するのか、その議論の中で、有料化の必要性やメリット、デメリットも理解されてくると思います。

有料化を実施した自治体では、当初は反対が多い状況がだんだんとやむを得ないなという形になってくるのが概ねの経過ですね。これは、有料化が正しいかどうかという意味ではなくて、ゴミ問題のことを全体にきちんと理解する浸透度が増えてくる、増えてきた結果だと思います。

その浸透を図るために、町会単位等区民への説明会を行うことが大事です。いろいろな場に出て説明会を行う。それが基本だと思います。その中で議論を、コンセンサスを作っていく。

この審議会の役割は、そのコンセンサスというよりも、コンセンサスの前提にある問題をどれだけ

区民に広くアピールしていくか、それを出していくかどうかだと思います。

必要なことは、ごみを減らすということです。有料化を進めるのなら、ごみ減量にとっての有料化のメリットをきちんとどのように伝えていくか。その結果、それでも有料化すべきではないという場合があります。

その議論は、この審議会の中できちんと行い、それをいかに広げていくかということだと思います。

委員

ごみに関しては、ごみを減らすということと、ごみ処理費用の問題点について地域の方に聞いた時に、ごみの費用は税金で払えばいいではないかという意見は結構根強くあるのです。それに対して、税金で払うということは、ごみをたくさん出す人とそうでない人で不公平ではないかという意見もあります。

我々の税金が、どういう部分に使われるべきなのかが非常に大事だと思います。ごみ処理費用が全体の中でどれくらいの割合を占め、それがどう推移していくのか。ごみの処理費用よりも健康保険等に費用をかけるべきではないかという意見もあります。

限りあるお金の中で、何をどうすべきかということも踏まえざるを得ないと思います。そのような資料があれば、一つのヒントというか、考えに至るかなと思います。

副会長

ごみ処理費用の額は自治体によって全然違いますが、23区の場合は今30円くらいで計算されているはずですが、有料化をしているところは、例えばキロあたり10円もしくは15円のところが多いですが、ごみ処理料を満額有料化で取っているのはほとんどないです。それはごく一部で、2割とか、せいぜい高くても3割くらいです。だから逆に言えば7割から8割は有料化しているところでも税金で払っているのです。

委員

ごみを減らすという中で、どのような意識づけをしていくかによっても相当減るだろうということもありますよね。どういう費用負担をするのか。ごみを減らすという意識を与えるのには、有料化が一つの方法であるということが言われているわけです。

そういった意識がなくて、税金でやっていくという方法も、もちろんあるわけですがその際には、最終的には我々はどちらを選ばなければいけないのかという問題です。例えば、清掃リサイクル費用に100億円使うよりは、50億円を健康面で使ってもらいたいと思う人が出て不思議ではないですよ。

会長

そうですね。ごみを減らすということは、ごみ処理にかかる費用は減っていくはずですから。ただ見えにくくしているのは、23区が一緒にごみを処理し、処分しているということです。見えるようにするにはどうするかということですが、23区が足並みをそろえて有料化をするなり、ごみの減量を本格的にやらないと出てこないです。

ということを考えますと、先ほど、5番手でいいのではないかという議論が出てきましたが、ここで有料化すべきだと決めても、実際にはそうならざるを得ないと思います。

また、有料化をしないということになっても、何年か後にはもう一回検討してということにならざるを得ない。

仮に1,000億円が中間処理にかかっているとして、他の区のごみが減れば、負担金がみんな減っていくわけです。ごみの実績割がありますから、最後に残った練馬区だけがたくさん負担せざるを得ないということになります。先送りしても、他の区が有料化をすれば、かなり重いツケを背負って有料化せざるを得なくなると思います。

委員

先ほど会長がおっしゃっていた23区区長会の合意という中身ですが、こういった内容が同意されたのでしょうか。

会長

23区区長会では一緒に行動するのか、それとも個々の区が、その区の実情に合わせて検討、実施をしていくのかということで、後者を選択するという合意をしたということです。だから、各区で費用負担のあり方について検討し結論を出してくださいということです。

副会長

区長会そのものは行政機関ではありません。任意的な区長の集まりで、何の強制力もないのです。23区の難しいところは、収集は各区が独自に行っているけれども、中間処理以降は共同で行っているわけです。そうすると有料化したところと、していないところの区民のごみ処理の負担が、個別に見ると不公平になってくるという問題があります。そういう意味では、一斉に行わないと、ある意味では区民にとって不公平というようなことも現実にあると思います。

委員

23区が一斉に実施することは絶対にできないと思います。

会長

その判断というのは、ここではなくて、この審議会の答申を受けて区長が有料化の実施のどうこうを決定します。

委員

だから、その辺を踏まえて答申案を書かないといけないと思います。

委員

先ほどから聞いてわからない点が1点あります。「費用の負担のあり方」という言葉がよく出てきますが、その当事者はだれですか。区、区民、事業者でしょうか。

会長

区民に費用負担をしていただく、そのあり方です。

委員

でも区民というのは、その中で事業をやっている方も区民ですよ。

会長

事業をやっている部分については事業系になります。

副会長

「有料化に関するごみ処理費用の負担」といった場合の事業者は、事業活動に伴ってのごみの排出者としての事業者です。これと異なる事業者というのは、事業活動によって排出する事業者です。拡大生産者責任と言われる責任を負う事業者で、この拡大生産者責任によるそのごみになるもとを造ったり売ったりした事業者です。この事業者がリサイクルに関しては、責任を持つべきだというのは循環型社会形成推進基本法の考え方です。

委員

そうすると、出たごみについてだけということですね。

副会長

そうです。廃棄物処理法で想定しているごみ処理手数料は、あくまで排出者としての処理費用です。

委員

先ほど容器包装リサイクル法との絡みをお聞きしましたが、その中には中間で商店などの過剰包装などを抑制するという、法律的な整備というのは考えているのですか。

会長

法律的な整備という前に、有料化して、ごみを減らさなくてはならなくなる時に、例えば、ダイレクトメールや買い物をする時にいらぬ容器包装がありますが、いらぬという意思表示、あるいは行動を消費者が起こす。これが、メーカーや販売事業者に伝わっていくことが、非常に重要なところだと思います。

それでは、時間も過ぎていきますので、次にその他の(1)の今後の循環型社会推進会議の日程について事務局から説明をお願いします。

次第のその他(1)、(2)について清掃リサイクル課長から説明した。

会長

これで本日の議題はすべて終了しました。次回は、改めて皆さんの意見を反映した形で会議を進めたいと思います。

ご協力ありがとうございました。